アルマティ	カザフスタン	1018.2	14.3	2.9	74	75	2	7
タシケント	ウズベキスタン	1015.1	17.7	1.9	22	34	1	3
バンコク	タ　イ	1009.6	29.2	-1.3	135	177	5	6
クアラルンプール	マレーシア	1009.2	28.5	1.1	298	123	4	20
ニューデリー	イ ン ド	1007.4	28.1	-0.5	8	76	4	2
コロンボ	スリランカ	1008.9	28.0	-0.4	354	160	--	15
カ ラ チ	パキスタン	1009.3	29.2	0.5	0	0	5	0
モスクワ	ロ シ ア	1013.0	6.4	0.0	44	112	--	6
ミンスク	ベラルーシ	1015.1	8.2	1.7	20	45	1	5
キ エ フ	ウクライナ	1015.3	10.2	1.2	23	48	1	5
ヘルシンキ	フィンランド	1014.0	6.0	2.8	24	68	2	6
オ ス ロ	ノルウェー	1015.7	8.4	5.2	38	81	3	4
コペンハーゲン	デンマーク	1018.3	11.1	4.4	16	43	--	4
ワルシャワ	ポーランド	1016.5	11.1	3.0	34	97	3	6
ベルリン	ド イ ツ	1018.2	13.1	4.4	37	100	--	6
プ ラ ハ	チ ェ コ	1018.3	11.3	3.6	13	47	1	3
ブカレスト	ルーマニア	1016.6	10.2	-1.3	36	67	2	4
ベオグラード	セルビア	1016.1	14.1	1.8	14	23	1	4
レイキャビク	アイスランド	995.5	4.1	1.3	139	257	6	27
ダブリン	アイルランド	1018.8	10.1	2.1	28	54	--	4
ロンドン	イギリス	1019.5	14.1	---	2	5	0	1
ルクセンブルク	ルクセンブルク	------	---	---	---	---	--	--
パ　リ	フランス	1018.9	14.4	---	5	---	0	1
ウィーン	オーストリア	1017.1	13.0	3.0	43	84	2	8
ジュネーブ	ス イ ス	1017.5	13.2	4.3	20	33	--	4
マドリード	スペイン	1013.9	16.7	4.7	58	122	3	6
リスボン	ポルトガル	1012.7	18.7	3.3	136	229	5	8
アンカラ	ト ル コ	1011.9	9.9	-1.2	50	100	3	16
ダマスカス	シ リ ア	1009.9	15.8	0.1	29	259	1	7
リ ヤ ド	サウジアラビア	1009.5	27.5	1.6	41	100	--	5
アスワン	エジプト	1011.0	26.6	-0.8	0	0	--	0
チュニス	チュニジア	1014.7	18.2	2.6	91	250	5	9
カサブランカ	モロッコ	1011.9	18.9	3.1	48	121	4	7
アジスアベバ	エチオピア	1006.9	19.5	1.4	---	---	--	--
バ マ コ	マ　リ	1006.1	31.3	-1.0	16	80	3	2
ダカール	セネガル	1011.0	21.7	0.6	0	---	5	0
ダルエスサラーム	タンザニア	1011.5	26.2	-0.3	224	88	--	18
ケープタウン	南アフリカ	------	17.6	0.6	28	60	2	6
グース	カ ナ ダ	1009.1	-2.0	-0.5	67	94	3	11
ホワイトホース	カ ナ ダ	1010.2	0.9	-0.1	1	12	1	0
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1013.5	11.7	0.5	129	138	5	11
ワシントン	アメリカ合衆国	1013.8	14.9	1.2	81	113	5	10
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1010.1	8.7	-0.3	125	135	5	14
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1018.9	13.1	-0.5	9	32	3	2
モンテレー	メキシコ	1007.5	27.9	4.5	0	0	0	0
キングストン	ジャマイカ	------	---	---	---	---	--	--
サンファン	プエルトリコ	1015.4	26.3	-0.3	71	80	4	8
カラカス	ベネズエラ	1011.8	25.8	0.1	68	213	5	10
フォルタレザ	ブラジル	1011.3	26.1	-0.2	385	113	4	23
リ　マ	ペ ル ー	------	---	---	---	---	--	--
ロサリオ	アルゼンチン	1014.4	17.7	0.7	179	202	5	9
ホノルル	ハ ワ イ	1017.2	25.1	0.7	79	280	5	14
ポンペイ	ミクロネシア	1010.4	---	---	204	51	2	--
コロール	パ ラ オ	1007.1	---	---	312	131	5	--
ナンディ	フィジー	1011.5	26.0	0.2	277	171	5	18
クライストチャーチ	ニュージーランド	------	---	---	---	---	--	--
ブリスベーン	オーストラリア	1018.3	21.1	-0.3	97	87	--	12
キャンベラ	オーストラリア	1022.2	12.5	-0.8	---	---	--	--
パ ー ス	オーストラリア	1017.0	21.1	1.5	25	69	2	5
昭和基地	南　極	990.0	-10.5	-0.3	---	---	--	--

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

諮　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年５月16日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、司法書士法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年５月24日

岡山地方法務局長　加藤　三男

記

氏名　田**邉**　　強

所属する司法書士会　岡山県司法書士会

登録番号　岡山第629号

事務所の所在地　岡山市北区弓之町７番12号

違反行為　登記申請意思確認義務違反

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　田中　和彦（田中ＦＸアドバイザリー）

２．住所　石川県七尾市所口町ヘ部５番地１

３．代表者の氏名　田中　和彦

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号北陸財務局長（金商）第19号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて北陸財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月24日

北陸財務局長　春山　芳司

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　津田　正吉（トップエコノミー）

２．住所　石川県羽咋郡宝達志水町敷浪ト14番地

３．代表者の氏名　津田　正吉

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号北陸財務局長（金商）第21号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年11月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて北陸財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年５月24日

北陸財務局長　春山　芳司

公示送達

再審査申立人

住所　相模原市南区南台４丁目３の11

氏名　原　　正明

上記再審査申立人原正明に係る中労委平成22年（不再）第28号事件命令書の写しは、同人の所在が不明のため、交付することができないので、労働委員会規則第49条の規定に基づき、公示する。

上記命令書の写しは、中央労働委員会会長菅野和夫（東京都港区芝公園一丁目５番32号）が保管し、いつでも同人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

平成23年５月24日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

（備考）

命令の主文及び年月日

１　命令の主文

本件再審査申立てを棄却する。

２　命令年月日

平成23年３月２日